

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長 田中 正明 (注)株式会社産業革新機構は、平成30年9月25日付けで、株式会社産業革新投資機構に商号を変更いたしました。
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年9月26日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社産業革新機構
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社産業革新機構 経営管理グループ 経営管理室長 前田 満弘
電話番号	03-5218-7206

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年6月29日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年6月29日	新株予約権付社債券	51,150,895	5.62	市場外	処分	買入消却

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年6月29日	新株予約権付社債券	51,150,895	5.62	市場外	処分	買入消却（新株予約権付社債券1口あたり1億円。左記数量は株数換算）

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1．株式貸借契約（貸株）

提出者は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、平成26年7月11日付で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、提出者が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する提出者の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（平成29年1月11日現在は333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。

2．新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1．株式貸借契約（貸株）

提出者は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、平成26年7月11日付で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、提出者が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する提出者の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。

2．新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。